

平成十九年新潟県中越沖地震による新潟県長岡市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 平成十九年新潟県中越沖地震による新潟県長岡市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十九年政令第二百六十一号）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案		現行									
<p>平成十九年新潟県中越沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令</p> <p>内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。</p> <p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>激甚災害</td> <td>適用すべき措置</td> </tr> <tr> <td>平成十九年新潟県中越沖地震による災害</td> <td>法第二十二条に規定する措置及び次に掲げる市町村の区域に係る激甚災害にあつては、それぞれに定める措置</td> </tr> </table>	激甚災害	適用すべき措置	平成十九年新潟県中越沖地震による災害	法第二十二条に規定する措置及び次に掲げる市町村の区域に係る激甚災害にあつては、それぞれに定める措置	<p>平成十九年新潟県中越沖地震による新潟県長岡市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令</p> <p>内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。</p> <p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>激甚災害</td> <td>適用すべき措置</td> </tr> <tr> <td>平成十九年新潟県中越沖地震による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</td> <td>法第三条、第四条並びに第二十四</td> </tr> </table>	激甚災害	適用すべき措置	平成十九年新潟県中越沖地震による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四		
激甚災害	適用すべき措置										
平成十九年新潟県中越沖地震による災害	法第二十二条に規定する措置及び次に掲げる市町村の区域に係る激甚災害にあつては、それぞれに定める措置										
激甚災害	適用すべき措置										
平成十九年新潟県中越沖地震による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四										

	<p>イ 新潟県長岡市 法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>ロ 新潟県柏崎市及び三島郡出雲崎町 法第三条から第六条まで、第十二条、第十三条及び第二十四条に規定する措置</p> <p>ハ 新潟県刈羽郡刈羽村 法第五条、第六条、第十二条、第十三条及び第二十四条第二項から第三項までに規定する措置</p>
<p>ロ 新潟県柏崎市及び三島郡出雲崎町</p> <p>ハ 新潟県刈羽郡刈羽村</p>	<p>条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第三条から第六条まで、第十二条、第十三条及び第二十四条に規定する措置</p> <p>法第五条、第六条、第十二条、第十三条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>